

平成28年12月12日

あいちトリエンナーレ等に関する要望書

あいちトリエンナーレ実行委員会会長 様
愛知県知事 様

認定NPO法人TSUBASA 代表理事 松本壮志

日頃から動物愛護活動に取り組んで頂き、感謝申し上げます。

認定NPO法人TSUBASAは、「人・鳥・社会の幸せのために」を理念に、日本初のインコ・オウム・フィンチを専門とした保護団体として、埼玉県新座市で100羽以上の鳥達の生活を支えながら、里親里子活動、レスキュー活動を行うと共に、鳥を愛する人たちが末永く鳥と暮らしていけるよう、教育・啓発活動等を全国で行っております。

TSUBASAは、本年10月11日に、あいちトリエンナーレ実行委員会からの支援要請を受け、10月12日から「現代美術（国際展）ラウラ・リマ《フーガ》」の展示会場において、展示されている鳥の飼育環境改善、健康診断の実施、里親会の開催、里親の決まらなかった鳥の引受け等に関する全面的な支援活動等を限られた時間の中、可能な限り行ってまいりました。しかしながら、当初よりあいちトリエンナーレ実行委員会は、第1種動物取扱業者の登録を受けているにも関わらず、飼い鳥に関する認識等が著しく低いと言わざるを得ず、飼育環境が悪いために、鳥が亡くなってしまったり、所在不明になるなど、複数の動物愛護法違反等の疑いがあるなど、大変遺憾な状況と言わざるを得ませんでした。【別紙参照】

そこで、今後、二度とこのようなことが起こらないよう、以下の事項について要望させていただくとともに、下記1～8について、項目ごとに文書にて見解を年度内を目途に回答して頂きますようお願い致します。

- 1 今後、あいちトリエンナーレ等において、今回の飼い鳥に関する遺憾な経験を踏まえ、動物に関する展示をみだりに行わないようにすること。
- 2 上記1を原則としつつ、動物愛護の教育・啓発を目的とする等の理由で、動物の展示等を行う場合は、動物愛護法等の法令を遵守するとともに、動物を第一に考え、健康・安全の保持や飼育施設の構造・規模・管理に関する適正な取扱いについて、専門家の指示を仰ぐとともに、最大限の配慮を行うこと。
なお、万が一動物の生命尊厳が脅かされる状況と見なされる場合は、即刻展示を中止すること。
- 3 上記1、2に関する事項を行政内の組織として継続的に引き継ぐため、何らかの仕組み作りを行うこと。
- 4 今回の飼い鳥に関する遺憾な経験について、背景・経過・実施内容・課題・今後の対応策（上記1から3を含む）等に関する報告書を速やかに作成すること。
- 5 ラウラ・リマ氏に対し、今回の飼い鳥に関する遺憾な経験を伝えると共に、今後このようなことを絶対行わないよう要請すること。
- 6 今後、機会をとらえ、上記1から5の内容について、何らかの形で、各都市のトリエンナーレの実行委員会等との情報共有等に努めること。
- 7 上記1から6について、何らかの形（記者発表資料等）で、年度内に対外的な報告を行うこと。
- 8 上記1から7について、次回のあいちトリエンナーレ実行委員会運営会議の報告書に記載し、会議当日に報告すること。

認定NPO法人TSUBASA 担当：松本
埼玉県新座市中野2-2-22
電話：048-480-6077
FAX：048-480-6078
E-MAIL：tsubasa0615@gmail.com

【別紙】

●あいちトリエンナーレの公式Webに記載の「主なご意見」

- ①金網の隙間から逃げ出した鳥の保護が必要。合わせて金網の補修が必要。
- ②衰弱している鳥がいて、対応が必要。
- ③会期終了後の鳥の受入れ先の確保が必要。
- ④展示室内の衛生面の対応が必要。
- ⑤エサについて栄養価の高いものも必要。

●あいちトリエンナーレにおける、「動物愛護法等」に関する問題点

【1】「動物愛護法」に違反している疑いがある。

○ 動物愛護法：第44条（動物虐待（ネグレクト））

- 2 愛護動物に対し、みだりに、給餌・給水をやめ、酷使し、又はその健康・安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設・他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、百万円以下の罰金に処する。

○ 動物愛護法施行規則：第3条（第一種動物取扱業の登録の基準）

- 2 法第12条第1項の環境省令で定める飼養施設の構造・規模・管理に関する基準は、次のものとする。
 - 三 床・内壁・天井・附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持・管理がしやすい構造であること。
 - 四 飼養・保管をする動物の種類・習性・運動能力・数等に応じて、逸走防止できる構造・強度であること。
 - 六 飼養施設は、動物の飼養・保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。

○ 第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目：第5条（動物の管理）

- 1 動物の管理は、次により行う。
 - 一 動物の飼養・保管は、次の方法で行うこと。
 - ロ ケージ等の外で飼養・保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養・保管する場合は、この限りでない。
 - ト 動物の生理・生態・習性等に適した温度・明るさ・換気・湿度等が確保され、騒音が防止されるよう、飼養・保管をする環境の管理を行うこと。
 - レ 動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備・個体識別の実施等の措置を講じること。

【2】「種の保存法」に違反している疑いがある。

○ 種の保存法：第12条（譲渡し等の禁止（コキンチョウ））

- 1 希少野生動植物種の個体等は、譲渡・譲受け又は引渡し・引取りをしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。